

## 2018年度税制改正大綱のあらまし

今年の税制改正大綱では、事業承継税制の特例の創設が目玉となっています。将来の不安を軽減し税制

を利用しやすくなっています。以下、今年の税制改正のポイントを説明いたします。

○…減税 ×…増税 △…どちらでもない

| 区分  | 項目                      | 時期                                    | 内容  |
|---|-------------------------|---------------------------------------|---|
| 法人税<br> | 所得拡大促進税制の拡充○            | 2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度   | 当期の給与支給額が前年度比で1.5%以上増加の場合、給与等支給額の15%の税額控除。なお、増加率が前年度比で2.5%以上の場合には、次の①、②いずれかの要件を満たすときは25%の税額控除。<br>※当期の法人税額の20%が上限<br>①教育訓練費が対前年度比10%以上増加<br>②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること。   |
|   | 情報連携投資等促進税制の創設○         | 生産性向上の実現のための臨時措置法施行の日から、2021年3月31日まで  | 同法の「革新的データ活用計画」の認定を受けた上で、計画に従い合計で5,000万円以上ソフトウェア及び機械装置、器具備品を新設または増設した場合、以下のいずれかを選択適用<br>①取得価額の30%の特別償却、②取得価額の5%の税額控除<br>※当期の法人税額の20%が上限   |
| 所得税<br>住民税  | 給与所得控除、公的年金控除の見直し×      | 2020年分以後の所得税、2021年分以後の住民税に適用          | ①給与所得控除額、公的年金控除額を一律10万円引き下げる。<br>②給与所得控除額の上限額を見直し<br>【改正後】給与収入 850万円超→給与所得控除額195万円  |
|   | 基礎控除の見直し○×              |                                       | ①控除額を一律10万円引き上げる。<br>②合計所得が2,500万円超からは基礎控除の適用はゼロとする。  |
|   | 青色特別控除額の引き下げ×           |                                       | ①青色申告特別控除額を55万円(現行65万円)に引き下げる。<br>②電子申告により期限内申告をする場合は65万円とする。   |
| 相続税<br>贈与税  | 事業承継税制の特例の創設○           | 2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与または相続に適用 | ①対象株式数の上限を撤廃し、全株式を適用可能に。<br>②納税猶予割合を100%に拡大。<br>③親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。<br>④雇用要件は、経営状況の悪化などで、維持できなくても猶予の取り消しなし。<br>【適用要件】<br>2018年4月1日から2023年3月31日までの間に「特例承継計画」を都道府県に提出。  |
|   | 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し× | 2018年4月1日以後に係る相続税または贈与税に適用            | 「特定一般社団法人」に該当する場合には、理事(※1)が死亡した際に、特定一般社団法人における(純資産額÷その死亡時における同族役員数)の金額を、特定一般社団法人が被相続人から取得したものとみなして相続税が課税される。<br>「特定一般社団法人」とは、以下①、②いずれかを満たす一般社団法人をいう。<br>①相続の直前における同族役員数(※2)が総役員数の50%超<br>②相続開始前の5年以内において、3年以上の期間、同族役員数が総役員数の50%超<br>(※1) 相続開始前5年以内に理事であったものを含む。<br>(※2) 理事の内、被相続人、その配偶者、3親等以内の親族等 |